

鳥取縣公告

昭和二十二年八月二十九日
 第八百三十八號

金曜日

本署ノ大サハニ國定製糖場ノA坪

規則

告示

◆鳥取縣規則第十八號

昭和二十一年五月鳥取縣令第三十五號鳥取縣水產物統制規則並びに鳥取縣令第三十六號鳥取縣水產物販賣業許可規則は九月一日からこれを廢止する。

昭和二十二年八月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第三百七十五號

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百號生活保護法による保護等のため支出する費用の基準を次のように改め昭和二十二年八月一日からこれを適用する。

昭和二十二年八月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「第一〇中(一)」の居宅扶助の場合の一日額を次のように改める。

世帯構成員	一人	二人	三人	四人	五人	六人以上一人を増す毎に左の額を加算する
-------	----	----	----	----	----	---------------------

地域	鳥取市	米子市	倉吉町	境町	その他の町村
(月額)	四、一五〇	四、一五〇	四、一五〇	四、一五〇	四、一五〇
(月額)	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇
(月額)	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇
(月額)	八、九二〇	八、九二〇	八、九二〇	八、九二〇	八、九二〇
(月額)	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇
(月額)	三、九〇〇	三、九〇〇	三、九〇〇	三、九〇〇	三、九〇〇
(月額)	八、九〇〇	八、九〇〇	八、九〇〇	八、九〇〇	八、九〇〇
(月額)	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇
(月額)	四、二五〇	四、二五〇	四、二五〇	四、二五〇	四、二五〇
(月額)	二、七五〇	二、七五〇	二、七五〇	二、七五〇	二、七五〇
(月額)	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇
(月額)	一、一四〇	一、一四〇	一、一四〇	一、一四〇	一、一四〇

「第一〇中(一)」を削除する。

「第三」中「(一)」を次のように改める。

(二) 前號の材料費以外の助産のため支出する費用は出産兒(死産、流産の場合を含む)一人につき鳥取市、米子市、倉吉町、境町に於ては百六十圓以内としその他の町村に於ては百三十五圓以内とする。

「第五」中「(一)」及「(二)」を次のように改める。

(一) 生業に必要な資金、器具、資料の給與又は貸與の場合は一人名につき千圓以内とする。

但し特に必要ある場合市町村長は個々の世帯につき知事の認可を受け二千圓を支出することが出来る。

(二) 生業に必要な技能修得の場合に於ては一人一日につき三圓以内とする。

「第六」を次のように改める。

葬祭扶助のため支出する費用、生活保護法第十七條第二項の葬祭費第二項の規定による葬祭のため支出する費用は一件につき鳥取市、米子市、倉吉町、境町に於ては六百五十圓以内としその他の町村に於ては五百圓以内とする。

「別表」の知事において認可し得る生活扶助費(一日額)基準額表を次のように改める。

地域	世帯構成員	一	二	三	四	五	六人以上
鳥取市、米子市、倉吉町、境町	一	一五、八〇	二七、〇五	三三、四〇	三九、七五	四四、五〇	八人以上を以て左の額を加算す
その他の町村	一	一三、九五	二〇、七〇	二九、三〇	三四、九〇	三九、〇五	毎に左の額を加算す
	(月額)	四二八、五〇〇	七一〇、〇〇〇	八七九、〇〇〇	一、〇四七、〇〇〇	一、一七一、五〇〇	(月額)
		一四二、五〇	一四二、五〇	一四二、五〇	一四二、五〇	一四二、五〇	一四二、五〇

鳥取縣告示第三百七十七號
昭和二十二年四月一日を以て左の通り中学校を設置した。

昭和二十二年八月二十九日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取市	中学校名	校 區	設 置 場 所	名 稱	設 置 者
	東中學校	二中校附近中心	鳥取市立川町五丁目二〇番地	市立	鳥取市
	西中學校	市立高女附近中心	鳥取市元鑛物師町八八番地	市立	鳥取市
	北中學校	久松校區中心	鳥取市東町一九四番地	市立	鳥取市
岩 美 郡	蒲生中學校	蒲生村	岩美郡蒲生村大字蒲生一〇二二ノ一	村立	蒲生村
	岩井町	岩井町	岩美郡岩井町大字岩井八〇五	町立	岩井町
	宇倍野村	宇倍野村	岩美郡宇倍野村大字町屋上石住ノ内四〇一ノ二	村立	宇倍野村
	大成同	成器村大字茅村	岩美郡成器村大字中河原	組合立	成器村外一ヶ村學校組合
	福部同	福部村	岩美郡福部村大字高江	村立	福部村
	岩美同	浦富町、本庄村、田後村、東村	岩美郡浦富町大字浦富七三三ノ一	組合立	浦富町外三ヶ村學校組合
	邑法同	倉田村、米里村、津井村、面影村	岩美郡米里村大字古郡家七三	組合立	倉田村外三ヶ村學校組合
	二上同	小田村	岩美郡小田村大字院内二九一	村立	小田村
	東因同	大岩村、網代村	岩美郡大岩村大字大谷三〇〇	組合立	大岩村外一ヶ村學校組合
八 頭 郡	船岡中學校	船岡村、大伊村、草村	八頭郡船岡村大字船岡四六八	組合立	船岡村外二ヶ村學校組合
	八頭第一同	河原町、國英村	八頭郡河原町大字長瀬八ノ二	組合立	河原町外一ヶ村學校組合

若櫻同	若櫻町	八頭郡若櫻町大字若櫻五〇一、七二八	町立	若櫻町
池田同	池田村	八頭郡池田村大字中原三二六	村立	池田村
上私都同	上私都村	八頭郡上私都村大字麻生一八五	村立	上私都村
社同	社村	八頭郡社村大字安藏一〇四三	村立	社村
佐治同	佐治村	八頭郡佐治村大字加瀬木字八江二三八	村立	佐治村
智頭同	智頭町	八頭郡智頭町大字智頭三三〇、二	町立	智頭町
南因同	智頭町ノ内那波區土師區	八頭郡智頭町大字智頭三三〇、九	町立	智頭町
山形郷同	智頭町ノ内山形區	山形郡八頭郡智頭町大字智頭三三三、八	組合立	智頭町外一ヶ村學校組合
氣高	郡			
湖東中學校	賀露町、湖山村、末恒村、千代水村、松保村	氣高郡湖山村一、五八	組合立	鳥取市外四ヶ村學校組合
東伯	郡			
八橋中學校	八橋町	東伯郡八橋町八橋一三七〇	町立	八橋町
泊同	泊村	東伯郡泊村大字泊字丸山二七二	村立	泊村
西伯	郡			
淀江中學校	淀江町、宇田川村、大和村、高麗村	西伯郡淀江町大字淀江四八、一	組合立	淀江町外三ヶ村學校組合
日野	郡			
二部中學校	二部村	日野郡二部村大字二部一四五	村立	二部村

溝口同	溝口町	日野郡溝口町大字溝口三四三	町立	溝口町
八郷同	八郷村	日野郡八郷村大字八郷九一六	村立	八郷村
日光同	日光村	日野郡日光村大字大瀧字草摺場六五五	村立	日光村
米澤同	米澤村	日野郡米澤村大字美用字下原五三〇、四二	村立	米澤村
江尾同	江尾村	日野郡江尾村大字江尾五〇五	村立	江尾村
神奈川同	神奈川村	日野郡神奈川村大字武庫九四三、一	村立	神奈川村
根雨同	根雨町	日野郡根雨町大字根雨一〇、一	町立	根雨町
日野同	日野村	日野郡根雨町大字根雨三三八、二	村立	日野村
黒坂同	黒坂町	日野郡黒坂町大字黒坂一五六〇、三	町立	黒坂町
石見同	石見村	日野郡石見村大字上石見(字馬乗場前八〇〇)	村立	石見村
福榮同	福榮村	日野郡福榮村大字福塚一〇四二	村立	福榮村
日野上同	日野上村	日野郡日野上村大字三榮一〇九二	村立	日野上村
多里同	多里村	日野郡多里村大字多里七七八	村立	多里村
山上同	山上村	日野郡山上村大字	村立	山上村
大宮同	大宮村	日野郡大宮村大字即賀一五一五	村立	大宮村
阿昆縁同	阿昆縁村	日野郡阿昆縁村大字阿昆縁一二五一、二	村立	阿昆縁村

鳥取縣告示第三百二十八號
 第二回食品衛生監視員資格試驗を次のように施行する。

昭和二十二年八月二十九日
 鳥取縣知事 西尾愛治

一、日時 昭和二十二年九月十日午前九時より十二時まで
 二、場所 鳥取市西町 鳥取赤十字病院
 三、受験資格
 年齢満五十才以下の男女で、次の各號の一にあてはまる者。

附 鳥取縣に於て食品衛生監視補助員又は防疫要員として六ヶ月以上その業務に従事した者。
 (ロ) 榮養士又は保健婦としての資格を有する者。
 (ハ) 中等學校卒業者もしくはこれと同等以上の學力を有すると認められた者。

四、合格者の發表合格者氏名は縣公報に告示する。
 五、出願手續
 志願者は受験資格の種類により夫々左の要領により九月六日迄に縣衛生課に到着するよう願書を提出すること。

(イ) 第三項(イ)號受験資格者は願書に勤務地所轄保健所長の證明書を添えること。
 (ロ) 第三項(ロ)號受験資格者は願書に履歷書、榮養士免

状もしくは保健婦免狀の寫、戸籍抄本及び寫眞一葉を添えること。
 (イ) 第三項(イ)號受験資格者は願書に履歷書、中等學校卒業證書の寫もしくはこれと同等以上の學力を有することの證明書、戸籍抄本及び寫眞一葉を添えること。

六、受験心得
 受験者は試験當日午前八時三十分までに筆記用具を携帯して試験場に來ること。
 向願書に資格證書の寫を添附したものはその本證書を携行すること。

◇鳥取縣告示第三百七十九號
 助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年八月二十九日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 本籍地 大分縣宇佐郡西馬城村大字下矢部一、一九五
 現住所及開業地 東伯郡倉吉町大字宮川町一七四 兼内彌藏方

昭和二十二年八月二十三日第一、二〇八號
 松 本 富 枝
 明治四十三年六月十二日生
 本籍地 八頭郡智頭町大字八河谷一四六
 現住所及開業地 同

昭和二十二年八月二十三日第一、二〇九號
 綾 木 正 枝
 大正十年十二月三日生
 本籍地 島根縣能義郡赤屋村大字上十年畑九八
 現住所及開業地 西伯郡境町大字相生町六

昭和二十二年八月二十三日第一、二一〇號
 添 田 ます 幸
 大正八年十二月二日生
 本籍地 鳥取縣能義郡赤屋村大字上十年畑九八
 現住所及開業地 西伯郡境町大字相生町六

◇鳥取縣告示第三百八十號
 助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。
 昭和二十二年八月二十九日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 本籍地 日野郡石見村大字下石見九六ノ一

前住所及開業地 米子市東町六〇
 現住所及開業地 米子市大工町一五白根登志代方
 昭和二十二年八月一日住所及開業地變更により名簿訂正方願出たので同年八月二十六日訂正
 白 根 益 惠
 大正十五年七月十六日生

◇鳥取縣告示第三百八十一號
 助産婦名簿より次の者を取消した。
 昭和二十二年八月二十九日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 本籍地 西伯郡宇田川村大字福岡一、〇〇二
 開業地 同

◇鳥取縣告示第三百八十二號
 昭和二十二年八月十一日廢業により名簿取消方願出たので同年八月二十六日取消
 長 谷 川 春 江
 明治三十一年四月三日生

